

令和6年度霧島市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市における水田面積の利用状況は、主食用米の作付割合が約6割を占め、転作作物としては、加工用米及びWCS用稻が広く作付けされている。

しかしながら、農家の高齢化や後継者不足に伴う耕作意欲の減退等に伴い、耕作放棄地の増加等、水田の利用率が低下することが懸念されており、主食用米の需要量も年々減少していることから、作付面積は今後も減少することが予想される。

また、大豆等の畑作物への転作についても、排水対策等が必要なほ場が多いことから、生産性の低さがネックとなっている。

このため、生産技術の向上や地力改善等の取組を進め、既存の作付体系の維持を図るとともに、生産性に課題のあるほ場では、水田の特性を発揮できる加工用米や新規需要米の作付拡大を推進する等して適地適作、生産性向上を進め、水田の効率的な活用を図る必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

地域振興作物に指定している野菜類に加え、今後需要が増加していくと思われる加工・業務用野菜の安定生産や消費者の需要に応じた多様な品目の作付けにより、収益力の向上及び経営の安定化を図る。

また、水田の高度利用として飼料作物の二毛作を推進し、収益の安定につなげていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

現地確認の際に水田の水張り状況を確認し、畑作物が数年以上定着している場合は、地域における効率的な土地利用にも配慮しつつ、各産地の実情に応じた畑地化の取組を進める。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

稲作こよみ等を基本とした栽培管理技術の励行や、県育成品種の普及、拡大により、「売れる米づくり」の推進を図る。

また、国・県から提供される販売進捗や在庫情報を的確に捉え、需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ生産を行う。

(2) 備蓄米

取組予定なし。

(3) 非主食用米

本市では、非主食用米として、加工用米、WCS用稻、飼料用米が生産されている。

ア 飼料用米

飼料業者や畜産農家等の需要動向に沿った生産を推進する。

また、産地交付金により稻わら利用の取組を支援し、作付面積の拡大を推進する。

イ 米粉用米
取組予定なし。

ウ 新市場開拓用米
取組予定なし。

エ WCS 用稻

畜産農家等の需要動向に沿った生産を推進する。
また、多収品種の導入を推進することで、更なる作付面積の拡大を推進する。

オ 加工用米

本市は、県内で上位の生産面積を有しており、用途の大部分が焼酎となっている。
このため、産地交付金を活用し、安定的な生産・供給を推進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦・大豆ともに栽培に取り組んでいる農家は少ないものの、実需者との契約に基づく生産を基本とし、計画的・安定的な作付けを進めるとともに、適正な輪作体系と、品種や地域の特性に応じた肥培管理や適期収穫等の取組を通じて、単収や品質の向上を図る。

飼料作物については、飼料自給率の向上と水田の高度利用として二毛作による作付けを支援する。

(5) そば、なたね

地域の実需者との契約に基づき、作付面積の拡大を推進するとともに、単収や品質の向上を図るため、収量性の低いほ場においては、適期は種や排水対策等の取組を進める。

(6) 地力増進作物

取組予定なし。

(7) 高収益作物

地域振興作物に指定している作物（里芋、ごぼう、にがうり、きゅうり、トマト、ねぎ、玉ねぎ、かんしょ（青果用・加工用・焼酎用、でん粉用）、はくさい、花き（キク・ユリ）、ブロックコリー、スイートコーン）に加え、今後需要が増加していくと思われる加工・業務用野菜の安定生産や、消費者の需要に応じた多様な品目の作付けにより、収益力の向上と経営の安定化を進める。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作
主食用米	1282.7		1280		1268
備蓄米					
飼料用米	10.8		10.8		11
米粉用米					
新市場開拓用米					
WCS用稻	204.2		205		206
加工用米	211.4		216		220
麦	0.6		0.7		0.8
大豆	0.1未満		0.1		0.2
飼料作物	250.9	201	250	201	252
・子実用とうもろこし					
そば	1.4		1.4		1.6
なたね					
地力増進作物					
高収益作物	15.6		13.8		16.0
・野菜	14.9		12.8		15.0
・花き・花木	0.1未満		0.1未満		0.1未満
・果樹					
・その他の高収益作物	0.5		0.6		0.6
その他					
・加工用かんしょ			0.3		0.3
・工芸作物					
畠地化	0.9		2		2

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	用途名	目標	前年度(令和5年度) (実績)	目標値(令和8年度)
1	加工用米	加工用米生産性向上加算(基幹)	加工用米作付面積	211.4ha	220ha
2	飼料作物	飼料作物二毛作加算(二毛作)	加工用米基準単収 飼料作物二毛作作付面積	481kg/10a 201ha	483kg/10a 203ha
3	飼料用米	飼料用米稻わら利用助成(耕畜連携・基幹)	水田利用率	74.8%	75.4%
4	地域振興作物	地域振興作物助成(基幹)	飼料用米稻わら利用取組面積	10.8ha	11ha
5	地域振興作物以外の作物	一般作物助成(基幹)	地域振興作物作付面積	12.8ha	13ha
6	そば・なたね	そば・なたね助成(基幹)	一般作物作付面積	2.7ha	3ha
		そば・なたね作付面積	そば・なたね作付面積	1.4ha	1.6ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
 ※ 目標期間は3年以内としてください。

7 产地交付金の活用方法の概要
都道府県名鹿児島県
協議会名:霧島市農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1 加工用米生産性向上加算(基幹)	1 16,000	加工用米	・生産・流通経費削減を図るため、県内の実需者(酒造会社、酢醸造会社等)との出荷・販売契約の締結 ・箱施薬剤の使用 ・多収品種の作付	○取組要件 次のいずれかひとつ以上に取り組むこと ①耕畜連携の取組を行なう者は、連携の相手方となる者の間で、1年間以上を輪替期間とする利用枠を設定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)する。 ②当年度において、飼料用米の作付けが行われる水田であること。 ③わらが確実に飼料として利用され、かつ子稟が飼料又は飼料の種苗として利用される確実な作付けであること。
2 飼料作物二毛作加算(二毛作)	2 7,000	飼料作物	・収益力向上に資する追加の要件の取組のうち、一つ以上に取り組むこと。	○取組要件 次の事項を全て満たしていること ①耕畜連携の取組を行なう者は、連携の相手方となる者の間で、1年間以上を輪替期間とする利用枠を設定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)する。 ②当年度において、飼料用米の作付けが行われる水田であること。 ③わらが確実に飼料として利用され、かつ子稟が飼料又は飼料の種苗として利用される確実な作付けであること。
3 飼料用米稻わら利用助成(耕畜連携・基幹)	3 7,000	飼料用米	・霧島市における地域振興作物(里芋、ごぼう、にがうり、きゅうり、トマト、ねぎ、玉ねぎ、かんしょ(青果用、加工用、焼酎用、でん粉用)、はくさい、花き(キク・ユリ)、ブロッコリー、スイートコーン)を生産する販売農家、集落営農・その他の要件 ・ハウスでの取組・対象外とする。	○取組要件 次の事項を全て満たしていること ①耕畜連携の取組を行なう者は、連携の相手方となる者の間で、1年間以上を輪替期間とする利用枠を設定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)する。 ②当年度において、飼料用米の作付けが行われる水田であること。 ③わらが確実に飼料として利用され、かつ子稟が飼料又は飼料の種苗として利用される確実な作付けであること。
4 地域振興作物助成(基幹)	1 19,000	霧島市における地域振興作物(里芋、ごぼう、にがうり、きゅうり、トマト、ねぎ、玉ねぎ、かんしょ(青果用、加工用、焼酎用、でん粉用)、はくさい、花き(キク・ユリ))、ブロッコリー、スイートコーン以外の作物	・霧島市における地域振興作物(里芋、ごぼう、にがうり、きゅうり、トマト、ねぎ、玉ねぎ、かんしょ(青果用、加工用、焼酎用、でん粉用)、はくさい、花き(キク・ユリ))以外の作物 ・その他の要件 ・樹木・対象外とする。 ・地力増進作物・対象外とする。	○取組要件 次の事項を全て満たしていること ①耕畜連携の取組を行なう者は、連携の相手方となる者の間で、1年間以上を輪替期間とする利用枠を設定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)する。 ②当年度において、飼料用米の作付けが行われる水田であること。 ③わらが確実に飼料として利用され、かつ子稟が飼料又は飼料の種苗として利用される確実な作付けであること。
5 一般作物助成(基幹)	1 8,000	霧島市における地域振興作物(里芋、ごぼう、にがうり、きゅうり、トマト、ねぎ、玉ねぎ、かんしょ(青果用、加工用、焼酎用、でん粉用)、はくさい、花き(キク・ユリ))、ブロッコリー、スイートコーン)以外の作物	・そば・なたね助成(基幹)	○取組要件 次の事項を全て満たしていること ①耕畜連携の取組を行なう者は、連携の相手方となる者の間で、1年間以上を輪替期間とする利用枠を設定を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)する。 ②当年度において、飼料用米の作付けが行われる水田であること。 ③わらが確実に飼料として利用され、かつ子稟が飼料又は飼料の種苗として利用される確実な作付けであること。
6 そば・なたね助成(基幹)	1 20,000	そば・なたね		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする便途は、他の認定と分けて記入し、二毛作の場合は便途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
※2 二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は、他に認定と分けて記入し、便途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

なお、耕畜連携で二毛作を対象とする便途は「1」、耕畜連携で基幹作を対象とする便途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする便途は「4」と記入してください。
※3 「作別等」は、基幹作を対象とする便途は「1」、二毛作を対象とする便途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする便途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする便途は「4」と記入してください。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 产地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な取組要件のうち取組要件の明細(個票)の具体的な取組要件の記載でも構いません。